図書館総合展 『大学の授業のICT化と図書館の役割』 2019年11月12日 15:30 - 17:00

大学図書館と著作権法改正: デジタル時代における大学図書館 の新たな役割

佐藤義則

(東北学院大学図書館長;国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会顧問)

構成

- 1. 授業目的の複写への対応
- 2. 電子書籍の場合
 - 国内の電子書籍の現状
 - 電子書籍の可能性
 - 電子書籍とプラットフォーム
 - 契約(利用規約)の重要性
 - 協調行動の必要性
- 3. その他の著作物利用との関わり方
 - MOOCやオンラインコースウェア
- 4. 今後、何が必要か

<u>教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備【第35条等関係】</u>

権利制限規定の見直し

問題の所在

- 〇教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、無許諾で可能。
- 〇その他の公衆送信は権利者の許諾が必要となっており、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。

現行著作権法における学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



検討の経緯

〇平成26年度 文化審議会著作権分科会での議論を受け、調査研究を実施(外国調査等)。

〇平成27~28年度 権利者・教育関係者間の意見を聴取しつつ、審議。

〇平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。

文化庁著作権課『教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要』2018.12 http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_14.pdf

3

著作権法第35条

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置され ているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける 者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場 合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物 を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、 送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表 された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公 に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並 びに当該複製の部数及び当該複製. 公衆送信又は伝達の態様に 照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は. この限り でない。

2<u>前項の規定により公衆送信を行う場合には</u>同項の教育 機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払 わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

※第35条の改正事項については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行予定。

授業目的の複写への対応

- ・ 大学図書館における複写サービスの根拠
 - 第31条第1項
 - 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合
- しかし、第35条第1項では、(従来から)授業利用目的 の複写が認められている
 - ※これまでは、同じ図書館内で、31条と35条で条件が異なることによる混乱を回避するために、31条のみの運用に限定
 - 複写については、一部分という制限なし
 - 例えば、スキャンしたPDFをUSBに保存することも可
 - 補償金を支払えば、予習・復習用の資料のメール送信、 オンデマンド型の公衆送信が可能

- 大学の教育・研究のために購入している大学図書館の蔵書を、大学の授業のために使えないというのでは図書館の役割が形骸化
- したがって、(公衆送信に関する権利制限の実現にあたっては)印刷物についてどのような運用を行うかも検討する必要あり
- では、第35条による複写に具体的にどのように対応 するのか
 - 例えば,
 - 第31条,第35条のそれぞれに基づく複写の申請書類 を別途用意
 - ・印刷物の第35条対応は、通常の貸出手続きを行った うえで教員側で対処

•

電子書籍の場合

- 電子書籍の可能性
 - 1. いつでも使える
 - 2. どこからでも使える(学内, 学外=Gakunin等)
 - 3. LMS等の活用により、受講者全員に資料を行き 渡らせることがより容易に
 - 4. 利用統計の活用により、より効果的な運用の可能性(PDA方式を含む)
 - 5. 利用可能なタイトル数が増加傾向

日本における電子書籍の導入状況

• 大学図書館

	回答数	比率
Maruzen eBook Library	101	72.7%
Kinokuniya Digital Library (KinoDen)	10	7.2%
化学資料館	32	23.0%
LibrariE(日本電子図書館サービス)	4	2.9%
医書jp	5	3.6%

^{*} 学生数3,000人以上の国公私立大学237校の大学図書館に依頼, 139館から回答(2018年7~8月実施)

植村八潮ほか編著『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2018』電子出版制作・流通協議会編著, 2018.11

※他に、OverDrive Japan (メディアドゥ)も実績あり

Maruzen eBook Library利用統計 (東北学院大学 2012.11-2019.9)

コンテンツID	タイトル	出版社名	総計
1 3000000557	The adventures of Tom Sawyer (Macmillan guided readers/Macmillan classics 2, beginner level)	マクミランランゲージハウス	165
3000006373	The truth machine (Macmillan readers 2, beginner level)	マクミランランゲージハウス	79
3000006344	Anna and the fighter (Macmillan readers 2, beginner level)	マクミランランゲージハウス	58
3000006377	A Christmas carol (Macmillan readers 3, elementary level)	マクミランランゲージハウス	58
3000002185	2012年日本はこうなる	東洋経済新報社	45
3000006364	The house on the hill (Macmillan readers 2, beginner level)	マクミランランゲージハウス	44
3000006350	Jane Eyre (Macmillan readers 2, beginner level)	マクミランランゲージハウス	43
3000006361	The adventures of Huckleberry Finn (Macmillan readers 2, beginner level)	マクミランランゲージハウス	42
3000006363	The black tulip (Macmillan readers 2, beginner level)	マクミランランゲージハウス	41
3000019277	金融取引と課税 -金融革命下の租税法-	有斐閣	38
3000006387	The black cat (Macmillan guided readers/Macmillan original 3, elementary level)	マクミランランゲージハウス	37
3000006652	Anna Karenina (Macmillan readers 6, upper intermediate level)	マクミランランゲージハウス	33
3000005830	エントリーシート完全突破塾 2015年度版 (内定獲得のメソッド)	マイナビ出版	31
3000008400	0泊3日の支援からの出発 -早稲田大学ボランティアセンター・学生による復興支援活動- (早稲田大学ブックレット:「震災後」に考える 7)	早稲田大学出版部	27
3000002174	『就職四季報』パーフェクト活用術 -成功するための7つのステップ-	東洋経済新報社	21
3000017583	21世紀の資本	みすず書房	19
3000025187	SPI [2017年度版] ―要点マスター!―	マイナビ出版	17
3000049125	ITパスポート試験対策テキスト&過去問題集 平成30-31年度版 (よくわかるマスター)	富士通エフ・オー・エム	17
3000045054	1歩前からはじめる「統計」の読み方・考え方	ミネルヴァ書房	16
3000006345	Around the world in eighty days (Macmillan readers 1, starter level)	マクミランランゲージハウス	15
3000028631	1,001 grammar practice questions for dummies (For dummies)	ワイリー・パブリッシング・ジャ パン/ワイリー・ブラックウェ ル	15
3000053045	自己分析 2020年度版 ―適職へ導く書きこみ式ワークシート―(内定獲得のメソッド)	マイナビ出版	15

電子書籍の問題点

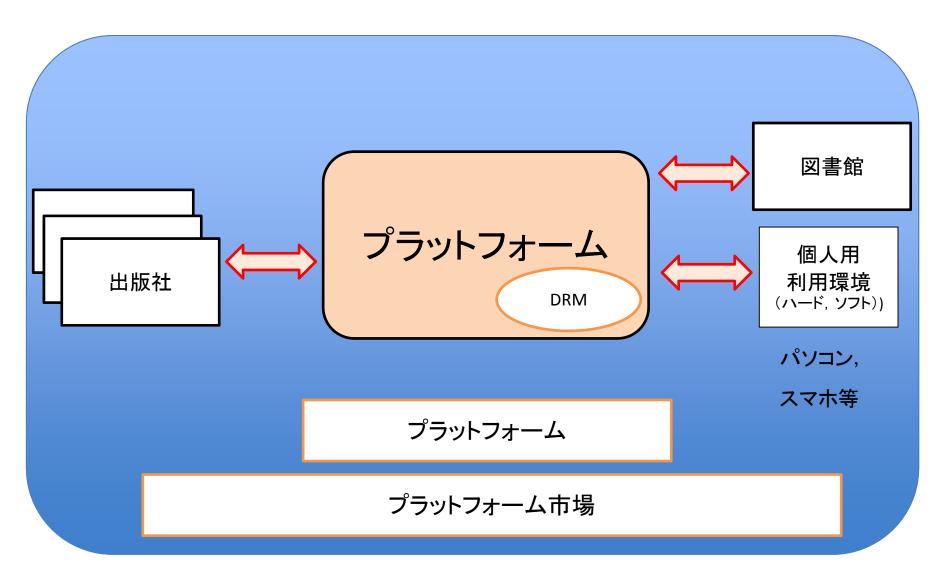
- 費用
 - ❖ 印刷体と両方(経費増大の可能性)
- ライセンス契約
 - ❖ 所有権が移転しない(あくまで,使用貸借契約)
 - ❖ 基本的には、契約者が死ぬまで(個人の場合)
 - ✓ 所蔵していないのだから、権利は転売(相続)できない
 - ✓ 出版社、プラットフォーマーが倒産したら、それまで?
 - ❖ ライセンス契約(当事者間の契約)は、著作権法の制限を受けない(契約は、著作権法を無効化)
 - ❖ 出版社やプラットフォームごとに異なる契約設定
- DRM (Digital Right Management)
 - ❖ 特定のデータ符号化方式やソフトウェアによって、ライセンス契約の内容(利用制限)を実質化

ライセンス契約 = ファウスト的取引

• 悲しいことに、電子書籍は多くの約束の実現に失敗しただけでなく、それ自体が大きな失われた機会になってしまった。電子書籍はかなりの社会的ダメージを与える能力を持つ凶器になりつつある。凶器とは、特にたくさんの本を消費する者にとっては便利さで人を引きつけるファウスト的技術であるが、社会的機関や規範に腐食性の被害を与えつつも、便利さ以外は何も提供しないという意味である。ここでの失敗は主として技術上のことではなく、権利所有者が技術の適用を選択し、そしておそらくは法的なおよび公共政策の枠組みさえもが電子書籍の実現を許容した方式のことである。

Clifford Lynch. "Ebooks in 2013: Promises broken, promises kept, and Faustian bargains." *American Libraries*, 2013

電子書籍プラットフォーム



プラットフォームとは?

外部の生産者と消費者の間に価値創造の交流を可能にすることを基本とするビジネス。プラットフォームは、こうした交流のためにオープンで参加型の基盤を提供し、参加者に管理のための条件を設定する。プラットフォームの全体的な目的は、利用者間の一致を図り、もの、サービス、あるいはソーシャル・カレンシーの交換を促進することにあり、それによりすべての参加者が価値創造を行えるようにすることにある。

Geoffrey G. Parker, Marshall W. Van Alstyne, Sangeet Paul Choudary. *Platform Revolution: How Networked Markets are Transforming the Economy and How to Make Them for You*. New York, NY: W. W. Norton Company, 2016.

二面性の市場(Two-sided Market)

プラットフォームとは、生産者と利用者の間の相互作用において 「自明ではない」役割を果たす仲介手段

買い手	プラットフォーム	売り手
ゲーマー	ビデオゲーム・プラットフォーム	ゲーム開発者
利用者	オペレーティング・システム	アプリ開発者
視聴者, 利用者	新聞、テレビ、検索エンジン等	広告スポンサー
カード保有者	クレジットカード	小売業者
図書館	学術雑誌	論文の著者

- プラットフォーム市場の特徴: ネットワーク外部性(いずれの側の参加者も,もう一方の側からの参加者が増えればより高く評価するようになり,そして多くの場合自らの側についても同様)
- ・ 比較的少数の競合プラットフォームで構成されるのが一般的で、 二つの市場のうち少なくとも一つで強い独占力を形成

3. その他の著作物利用との関わり方

- MOOCやオンラインコースウェア等における異時公衆送信(画像,動画等)
 - 大学によっては独立の担当部局(部署)が存在するだろうが、そうでない場合は図書館が担当することも想定される

今後,何が必要か

- 大学図書館界が著作権法改正の趣旨を理解し、 全体の総意として協調行動をとること
 - 『授業目的公衆送信補償金』に関する意見の集約
 - プラットフォーマーとの共通規約の策定
 - 著作権法改正および『授業目的公衆送信補償金』制度の 内容を忠実に反映すること
 - 利用統計の取り扱い(集約の必要性; 交渉等において, 情報の非対称を生じさせないために重要)
 - あるいは、独自のプラットフォーム整備の検討(e.g. DPLA eBooks with LYRASIS)
 - 図書館館内複写に関する運用方法の整備